

(第二十六部)

第二回 参議院決算・鉱工業連合委員会會議録第一号

昭和二十三年四月八日(木曜)午前十一時七分開會

- 委員氏名
委員長 下條 康廣君
委員 田中 敬三郎君 田中 利勝君
委員 山田 義信君 田中 幸平君
委員 吉川 末次郎君 今泉 政喜君
委員 北村 一男君 中川 七郎君
委員 田方 進君 竹中 七郎君
委員 谷口 彌三郎君 平野 善治郎君
委員 深川 タマエ君 小野 哲君
委員 駒井 藤平君 鈴木 憲一君
委員 伊達 源一郎君 帆足 計君
委員 山崎 恒君 兼岩 傳一君
委員 千田 正君 小川 友三君
委員 西田 天香君
委員 礦工業委員
委員長 稻垣 平太郎君
委員 下條 恭兵君 小川 英三君
委員 川上 嘉市君 中川 以良君
委員 大島 農夫雄君 荒井 虎一君
委員 村尾 重雄君 荒井 八郎君
委員 大屋 晉三君 寺尾 豐君
委員 平岡 市三君 堀 末治君
委員 池田 七郎兵衛君 入交 太藏君
委員 岩本 哲夫君 林屋 龜次郎君
委員 深川 榮左門君 鎌田 逸郎君
委員 橋見 義男君 小宮 山常吉君
委員 佐伯 四郎君 宿谷 榮一君
委員 玉置 吉之丞君 田村 文吉君
委員 藤井 丙午君 帆立 計君
委員 細川 嘉六君 佐々木 良作君
委員 濱田 寅藏君

本日の會議に付した事件
○石炭設置法案(内閣送付)

○委員長(下條康廣君) 只今から決算、礦工業連合委員会を開きます。豫備審査のため付託になつております石炭設置法案を議題としまして、商工大臣に御説明願ひたいと思ひます。
○國務大臣(水谷長三郎君) 只今上程になりました石炭設置法案の提案理由を御説明申し上げます。
本法案の趣旨といたしますところは、第一に臨時石炭鑛業管理法はいよいよ本年四月一日より施行になります。たが、同法の施行に關する事務はすでに昨年御決定の通り、第一級業務は石炭局においてこれを行うのであります。が、中央機構として若干の整備をなさんとするものであります。即ち今日まで國管法施行準備のため國營備室を、石炭局に設けておりましたが、同法の施行の機会に、これを管理局に改めまして、從來の管理局を配炭局と改稱せんとするものであります。第二に振興開發の事務に關しましては、本年二月石炭生産局内に臨時に開發本部を設けまして處理して参つたのでございませうが、これを獨立して開發局に改正せんとするものでございませう。
以上二つ共、從來の暫定組織を恒久的組織に改組せんとするものであります。が、更にこの機會におきまして、行政官廳法の趣旨に基きまして現在勅令を以て定められております石炭鑛官制を、全面的に法律の形式に改めたいと存するものであります。

何事御審議の上御採擇あらんことをお願する次第であります。
○委員長(下條康廣君) 御質問がございましたらどうぞ……

○中川以良君 これまで勅令で、石炭鑛といふものがあつたものを、法律で、石炭鑛といふものを捨てるための法案という説明ですが、勅令であつたにしまして、あるものを改組するにすれば、改組案といふのが本當でないのですか。やはり設置法といふことになるのでございませうか、ちよつと承りたひのでございませう。
○政府委員(吉田博二郎君) お話の通り、實質から申しますとこれは改組の法案でございませう。併しながら法律案としては全部が最初になるわけではございませんので、そういう場合すべてやはり設置法といつておるようございませう。
○北村一男君 この十條の「石炭鑛の職員及び雇外機關について必要な事項は、政令で、これを定め、云々とございませうが、この雇外機關も規模の如何によりましては、これは前に労働省設置のときも本院においてさうな問題が起きたのであります。が、政令に委ねるというには、おのずから一線を引かなければならぬと思ひます。であります。が、どういふ機關を設けられる予定でありますか。
○政府委員(吉田博二郎君) お答えいたします。現在石炭鑛の雇外機關と申しましては、燃料研究所及び炭坑鑛務發達防試験所といふのがございませう。この

二つを一應豫想いたしております。それから新鑛開發の事務を將來國で行うような場合があるといひます。ならば、そういう事務所を各現場に置く必要もございませうので、そういう場合には、さういふ作業所といふようなものを政令で作つて行きたい。こういう問題でございませうが、現在といたしましては、燃料研究所と炭坑鑛務發達防試験所といふものがございませうので、これをこの十條の雇外機關として考えておるのでございませう。

○平岡市三君 この石炭設置法案の局の分け方を、全面的にこれを觀察いたしますと、第四條の管理局の事務であります。が、この管理局の事務につきましては、石炭も亞炭も全部管理局の方に入つておるのであります。ところが第五條の生産局に至りましては、石炭だけを取扱つておつて、亞炭の關係の事項はこれを配炭局に委せる。こゝういふ意味でしようと思ひますが、とにかく生産局には、亞炭の生産に關する事項が入つておらない。そこで第六條を見ますと、開發局の方にございましては、石炭も亞炭も取扱つておる。それから第七條を見ますと、資材局の事務においては、亞炭の資材を取扱つておらずに石炭だけを取扱つておる。それから第八條を見ますと、この配炭局の方の配給部が、亞炭は扱つておらないで石炭を扱つておる。局によりまして、石炭と同様亞炭を取扱つておるが、局によると、取扱つておらない

のであります。私こうして拜見いたしますと、結局管理局が石炭も亞炭も全部扱つておると同じように、生産局におきましては、やはり亞炭も石炭同様に生産局で生産部面のものを扱つたらいじやないか。それから資材局におきましては、石炭の資材ばかりでなく、やはり亞炭の資材も綜合的に扱つたらいいじやないか。配炭局の配炭關係も石炭ばかりでなく、亞炭の配炭も扱つていふふりで行きますれば、第九條において亞炭局を設けてこゝうする必要がなからうと思ひます。であります。かくして石炭も亞炭もこれは要するに目的をいたしましては、石炭の方が第一次であつて亞炭が第二次的でありまして、結局今日のやうな生産が舉がらないときでありますから、この亞炭に可成りな力を盡くしておるのであります。現状におきましては、石炭も亞炭も綜合的に、生産も資材の部面も、配炭關係も扱つた方がいいのじやないか、こゝういふふうに考えるのであります。結局第九條を削つてしまつて、亞炭のすべてのものはやはり管理局、生産局、開發局、資材局、配炭局、これで綜合的に扱つた方がいいのじやないか、こゝう思ひます。が、これにつきまして一つ御説明願ひます。

○政府委員(吉田博二郎君) お答えいたします。前に、ミスプリントがありまして、御説明いたしましたが、第八條の四に「ガス及びコークスの生産配給」とございませうが、生産の次に、「」が落

ちであります。それから第九條の亜炭局の規定の中に、「亜炭局においては、他局の所掌に属するものを除く外、石炭」とあるのは「亜炭」の間違ひであります。

只今の御質問でございますが、大體の石炭産出の建て方は、石炭に關するものと亜炭に關するものを原則として分けておりました。石炭につきましては、従来生産局及び資材局、この二局で石炭の生産に關する仕事をやつておつたのでございます。それから亜炭につきましては、亜炭局においてこれを司つておつたのでございます。それから配炭局におきましては、これは石炭の配給及びガス、コークスの生産、配給、消費の事務、及び瓦斯事業法の施行の事務、並びに熱管理と申しますか、石炭産業の有效利用、これは熱管理の面から見た有効利用の問題を扱つておつたのでございます。そうしてその事務のうちで経理と統計の事務、これは何と申しますか、各企業に共通の問題でございますので、生産局に経理課を設けておりましたけれども、同時に亜炭もガスもコークスもこの経理に關する問題だけは同じ立場から事業の監督が出来ますので、一ヶ所に集めておつたのでございます。統計も同じような意味で従来これは官房に置きましたものを、石炭産内の各物資に亘つての統計を一ヶ所に纏めておつたのでございます。その形をこういうふうに開きまして、管理局において國管法の施行に關する事務と同じ時に経理の問題、これが國管の一つの大きな狙いでもございますので、資金なり、或いは事業の監査なりという仕事を中心にいたしまして、ここに管理

局に仕事を集めまして、調査、統計も同じようなやり方は全般の見地を考へまして、ここに官房から管理局に移したわけでありまして、一面亜炭局のお話でございますが、亜炭は今日において石炭の代りとなるものとして非常に重要なものであると考へて、將來において又亜炭というものは非常に重要な立場を持つておるものと考へております。一番大きな問題は家庭燃料としての亜炭というものを私は考へておりました。特にここに「亜炭の加工品」という字句を以て現しておりましたが、亜炭コークス、亜炭鑛石というものが家庭燃料に、將來木炭が段々供給が困難になつて参ります場合において、どうしても亜炭の加工品に家庭燃料は依存して行きたい、非常に大きな使命を持つておるものと考へまして、別に一局を設けて、その生産、配給及び消費に關する仕事をここに一つの局長の下に統合する。こういう考へにいたしました。これは現在亜炭局というのでございまして、これは現在配炭局というのでございまして、そうして亜炭の事業者と石炭の事業者は、これは兼業しておるものは殆んどございませんで、生産地も違ひますが、その對象も非常に違ひます。規模も非常に違ひまして全然別個な行政對象として考へられますので、これは別な一つの局を設けまして、現在の重要性並びに將來の重要性に備へて十分な手當をして行きたい。こういう意味でございます。

○深川タマエ君 この法案を一讀いたしました。私は大體これを通過しても大した誤りではないであらうと只今考へておりますが、この機會に序でにちよつと内容につきまして希望條件を

申上げたいと存じます。

去る三月一日から半月間に亙りまして、私たち労働委員が数名お隣りの北海道出身の自由黨の堀さんの御懇願によりまして、嚴寒の時期の北海道の労働情勢を視察して呉れとおつしやいましたので参りました。炭鑛も見學いたしました結果、私が感じたことを丁度大臣もおいでのとときでございますので申上げたいと存じます。水谷大臣は昨年現地に御視察なさいましたのですので飽足かと存じますけれども、生々しいその後の報告でございますから、お探りになるところがございまして、御採用願ひたいと思ひますが、先ず第一番に第五條一號の石炭の生産に關する事項でございますが、經營者側の簡単な言葉を通して見ますと、資金と酒とがあれば石炭は幾らでも出るといふお話でございますが、資金が非常に炭鑛に届くのに暇がかかる。どういふ機構になつておるのか存じませんけれども、それで非常に迷惑をしておるといふお話でございます。それから酒がそれ程生産に有效なものであるならば爲政者としては固よりよく考へなければならぬ問題じゃないかという氣持を持ちました。ところが労働組合側の代表者の話によりますと、今日一人當りの生産高は戦争中に勝るとも決して劣つていない。ところが實際の厚生施設が非常に悪いので、一日出て暗い坑道を通じて眞黒い石炭に向つて一生懸命掘つて來て歸つて來ても、寒い所で暖房施設もないし、食物も悪いし、何の慰安もないので、どうしても長續きしないで引上げる人が多い。従つて人数が足りないので全體として生産高が悪くなつておるから、結局寮の厚生施設

とか住宅問題をよくして呉れないと、完備しておる、完備しておるといつて誘われて來ても全然違ふので、ということとを労働組合の方がおつしやつていたのは眞實に觸れていて考へましたので、私は國管が通過いたしましたので、寮の施設は十分なさるとは存じますけれども、十分親心を働かす必要があると思ひます。それから尙住宅のことでもありますが、豫想以上に住宅難でございますので、單に炭鑛のみではございせん。北海道の失業救済の大きな痛になつておるのでございまして、けれども、この木材の統制が特過ぎと申しますか、やはり火災防止のためにセメントによる永久住宅の計畫でありますけれども、セメントの今日の事情ではちよつとなか／＼期待が持てませんので、もう少し木材の統制を緩和さすことと、それと炭鑛の經營者の話によりまして、家を建てるために資金の融通をして呉れないとどうでありますか、日本の基礎産業であるところのものを奨励するのに大きな痛になつておるのが住宅難とするならば、こういう方面にも復金の金なんかもつと融通するように働かせなければいけないと、こういうことを感じました。それから第三者として債から考へますことは、やはりここに長く、坑夫を長續きさすために、近親も少い、ああいふ縁故者の少い所におる人のために、當局で婚姻の媒介など大いに積極的にして呉れなければならぬんじゃないかということを感じて参つたのでございます。

それからその次に第五條の第二號、石炭鑛業の技術指導でございます。これはかねて想像しておつたところでございまして、行つて奇怪に感じましたことは、ガスがあるところで爆破機がない所であつたかも知れませんが、今日石炭の増産がこれ程やかましく云われておりますが、第一條の切羽の道具は鑛務と壓搾空氣による採炭機というものであつたのでありまして、私は非常に失望いたしました。あれが世界の炭鑛の最高峰を行く技術かも知れませんが、非常に物足りないと思ひました。今日日本では戦争が終了して人を殺す武器の研究はしなくてもよくなつたのでありますから、もう少し科學者を動員して、炭鑛業に對してもつと優秀な機械を發明して、もつと機械化することが何よりも先んじて急ぐべきことだと感じましたので、この點一つ十分御考慮願ひたいと存じます。

それは第四號の、炭鑛業の勞務に關する事項であります。御承知の通り組夫が入替へになつております。これでは非常に混亂を生じておる。組夫自身も困つており、山主としても困つておるので、指導する必要があると存じます。それから選炭婦、女が石炭を運り分けておりますが、あれは勞働基準法施行以來働く時間が少くなつて、手取金が少くなつたので、もう少し働く時間を延ばして呉れという陳情が來たので現地を視察いたしましたけれども、これは重労働だと感じました。大きい石炭を運搬する、あれを八時間もやらせることは大變だと存じます。生活ができないならばもつと給料を上げて貰うように、私は女の立場からお願ひしたいと思ひます。

それからその次に、第八條の第一號の石炭の配給のことです。これはに關して感じましたことは、御承知と存じますけれども、北海道には石炭が

に斷して感しましたことは、從承知と存じますけれども、北海道には石炭が

その外、選炭類等の給料が不十分であるというお話。これは相當な労働でございしますので、十分考えなければならんと考えますが、炭礦勞務者の賃金問題も今明日のうちに、長い間の懸案でございしますが、解決するようでありまして、逐次そういうものの待遇もよくなつて來ると存じます。政府もできるだけその實現について御協力いたしたいと考えております。

○委員長(下條廣賢君)。まだ御質問があるかと存じますが、本日はこの程度で止めて置きますが、御研究願ひまして、改めて委員會を開きたいと思ひますが、如何でしようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條廣賢君)。今日はこれに

て散會いたします。

午前十一時三十五分散會

出席者は左の通り。

決算委員
委員長
理事
委員

下條 康麿君
西山 龜七君
岩崎正三郎君
田中 利勝君
吉川末次郎君
北村 一男君
中川 幸平君
平野善治郎君
深川タマエ君
沟井 肇平君

委員長
鑛工業委員
鈴木 憲一君
山崎 恒君
象岩 傳一君
千田 正君
稻垣平太郎君

2

岩崎正三郎君	田中 利勝君	吉川末次郎君	北村 一男君	中川 幸平君	平野善治郎君	深川タマエ君	駒井 藤平君	鈴木 憲一君	山崎 恒君	鑒岩 傳一君	千田 正君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------

鐵工業委員
委員長
稻垣平太郎君

理事

下條 恭兵君
中川 以良君

委員

大島農夫雄君
原 虎一君
大屋 晋三君
寺尾 豐君
平岡 市三君
堀 末治君
小宮山常吉君
宿谷 榮一君
田村 文吉君
藤井 丙午君
細川 嘉六君
佐々木良作君

國務大臣

商工大臣

水谷長三郎君

政府委員

石炭廳次長

吉田錦二郎君

昭和二十三年七月一日印刷

昭和二十三年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局